

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(平成27年10月1日財務省告示第315号)

(平成27年10月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年十月一日

財務大臣 麻生 太郎

九十九を削り、百を九十九とし、百一から百三十三までを
一ずつ繰り上げる。